平成２７年（フ）第７２９４号
東京都品川区八潮５丁目10―60―1211
債務者　松本　達司（旧姓塩谷）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０３号
横浜市金沢区寺前２丁目25番31号　金沢シーサイドマンション102
債務者　松本　佳久
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１９３号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台５番５―103号
債務者　清川　栄子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２１１号
横浜市緑区東本郷４丁目７番８号　みどりハイム307号
債務者　中村美砂紀
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２３８号
神奈川県藤沢市片瀬海岸３丁目22番７号　シーサイドニチヨウ102
債務者　鶴岡　省一
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３０３号
横浜市中区本牧町１丁目９番地　ポートヒル本牧202号室
債務者　下村　隆行
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８号
北海道旭川市豊岡12条４丁目３番13号　豊岡第１さかえマンション203号室
債務者　長屋　克子（旧姓武本・佐藤）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８２号
北海道旭川市末広東３条４丁目７番３号　あっぷたうんイースト102号
債務者　須藤　栄一
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９２号
北海道旭川市神楽岡11条４丁目２番12号
債務者　西沢　公治
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９４号
北海道旭川市永山３条４丁目２番９号　１号
債務者　一條美智江（旧姓丸岡）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８１号
東京都三鷹市中原３丁目１番53号ユーフォレスト103
債務者　松井　美保
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０１号
愛知県岡崎市上地３丁目20番地26
債務者　池田　　守
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月１日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
栃木県宇都宮市下栗町505番地22、前住所栃木県矢板市大槻2318番地206　コリーナ矢板Ｃ―617
債務者　福田　輝美
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０１号
栃木県真岡市堀内1090番地１
債務者　石﨑　拓也
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１２号
栃木県鹿沼市上日向903番地10
債務者　川田　　誠
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月１日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係